

平成 年 月 日

債権者各位

資料送付請求書

再生債務者住所
再生債務者氏名
再生債務者生年月日

冠省

私の申立てに係る、 地方裁判所 平成 年 () 第 号民事再生申立事件について、平成 年 月 日午前 時、再生手続開始決定がなされました。再生債権の届出をすべき時期は平成 年 月 日までとなっております。債権届出につきましては、別途裁判所よりご案内があると思われ

れます。
つきましては、異議を述べるかどうかを判断するために必要ですから、私と貴社との間に締結されたすべての契約書の写し、取引経過が明らかとなる資料、利息制限法の規定に基づき計算した計算書を本書到達後1週間以内に私まで送付いただきますよう、民事再生規則119条の規定に基づき請求いたします。なお、貴社が貸金業の規則等に関する法律43条のみなし弁済等を主張される場合には、同条の適用を裏づける証拠書類も併せてご送付ください。

念のため、民事再生規則119条の規定を下記に掲げておきます。

第119条 再生債務者は、届出があった再生債権について法第226条（届出再生債権に対する異議）第1項本文又は第3項に規定する異議を述べるかどうかを判断するための必要があるときは、当該再生債権を有する再生債権者に対し、当該再生債権の存否及び額並びに担保不足見込額に関する資料の送付を求めることができる。

2 再生債権者は、前項の規定による資料の送付の要求があったときは、速やかにこれに応じなければならない。

草々